

羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する契約（以下「市契約」という。）の適正な履行を確保するため、羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）及び羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成23年規則第23号）の規定により、羽生市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止（以下「入札参加停止」という。）等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員若しくは実質的経営者としてその業務の全般を統括している者と認められる者をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所を代表する者で、代表役員等以外の者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者の一般従業員で、代表役員等、一般役員等以外の者をいう。
- (4) 共同企業体 複数の企業が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。

2 前項第1号から第3号までの地位は、別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の中欄に掲げる措置要件に該当する行為を行った時点の肩書とする。

(入札参加停止)

第3条 市長は、有資格業者、その使用人若しくは下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体の行為が別表の中欄に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、当該措置要件に対応する別表の右欄に定める期間、当該有資格業者に対し入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市契約において、別表第2第3号又は第4項に掲げる措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者の使用人等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、必要に応じて、有資格業者の使用人等が代表役員等又は一般役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。

3 市契約に関し別表第2第5項に掲げる措置要件に該当し、入札参加停止の措置を受けた有資格業者の使用人等が、当該入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、この要綱の適用について当初から同表第4項に掲げる措置要件に該当し、入札参加停止の措置をされたものとみなす。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により元請負人に対し入札参加停止の措置を行う場合において、当該措置の原因である事案について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対し当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、共同企業体が別表の中欄に掲げる措置要件に該当する行為を行ったときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）に対し当該共同企業体の行為に対応する別表の右欄に定める期間、入札参加停止の措置を行うものとする。

3 市長は、前条又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体があるときは、当該共同企業体に対し当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間、入札参加停止の措置を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一つの事案により別表の中欄に掲げる措置要件に複数該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに対応する別表の右欄に定める期間の最も長いものとする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当初の入札参加停止の期間の2倍の期間（当該2倍の期間が36か月を超える場合は36か月）とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。
- (1) 別表第2第1項から第4項までに掲げる措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1項から第4項までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、別表（別表第2第5項を除く。この号において同じ。）の中欄に掲げる措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、別表の中欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年要綱第12号）別表第1の左欄に掲げる措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2（同表第5項を除く。）の中欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 市長は、入札参加停止の措置に関して情状酌量すべき特別の理由が明らかとなったときは当該入札参加停止の期間を2分の1の期間に、極めて悪質な事由が明らかとなったときは当該入札参加停止の期間を2倍の期間に変更することができる。
- 4 市長は、入札参加停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項の規定を準用し、入札参加停止の期間から当初の入札参加停止の期間を差し引いた期間、入札参加停止の措置を行うことができる。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止の措置を解除するものとする。

（期間の加算）

第6条 市長は、第3条から前条までのいずれかに該当し、かつ、別表第3の中欄に掲げる加算事由に該当する場合は、第3条から前条までのいずれかに規定する入札参加停止の期間に、同表の右欄に定める加算期間を加算するものとする。（加算した後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。）

（入札参加停止の通知）

第7条 市長は、入札参加停止の措置を行ったときは入札参加停止の決定について（通知）（様式第1号）、入札参加停止期間の変更を行ったときは入札参加停止期間の変更について（通知）（様式第2号）、入札参加停止の解除を行ったときは入札参加停止の解除について（通知）（様式第3号）により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、市契約に関する入札参加停止の通知をする場合で、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し改善措置の報告を徴することができる。

（指名の取消）

第8条 市長は、入札参加停止の措置を受けた有資格業者を指名競争入札において現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（随意契約の制限）

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第10条 市長は、市契約について、入札参加停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

（警告）

第11条 市長は、有資格業者が別表第4に掲げる警告要件のいずれかに該当するときは、契約に係る警告について（様式第4号）により当該有資格業者に対し警告の措置を行うことができる。

（報告）

第12条 市長は、第3条第2項の措置を行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該有資格業者から役員等の兼職について、役職等兼職報告書（様式第5号）により報告させること

ができる。

(入札参加停止の公表)

第13条 市長は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により入札参加停止を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日告示第10号)

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日告示第14号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月18日告示第51号)

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月13日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令7年10月15日告示第56号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に措置された案件については、なお、従前の例による。

附 則 (令8年3月18日告示甲第30号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第2条、第3条、第4条、第5条関係)

区分	措置要件	期間	特記
虚偽記載	1 市契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月	
粗雑工事	2 市契約の履行に当たり、過失により建設工事等(軽微なものを除く。)を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から2か月	
	3 市内における建設工事等で市契約以外のものの履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められ、かつ、市以外の行政機関による停止措置がなされたとき。	当該認定をした日から1か月	
契約違反	4 第2項に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月	

公衆 損害 事故	5 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不 適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷 者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる とき。	(1) 死亡事故 当該認定をした日 から3か月 (2) 前号以外 当該認定をした日 から2か月	
	6 市内における契約で市契約以外のもの（以下 「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管 理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者 若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた 場合において、当該事故が重大であると認めら れるとき。	(1) 死亡事故 当該認定をした日 から2か月 (2) 前号以外 当該認定をした日 から1か月	事故が重大である と認められるとき とは、有資格業者 の使用人等が逮捕 され、又は逮捕を 経ないで公訴され た場合をいう。
関係 者事 故	7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不 適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者 を生じさせたと認められるとき。	(1) 死亡事故 当該認定をした日 から2か月 (2) 前号以外 当該認定をした日 から1か月	
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が 不適當であったため、関係者に死亡者又は負傷 者を生じさせた場合において、当該事故が重大 であると認められるとき。	(1) 死亡事故 当該認定をした日 から1か月 (2) 前号以外 当該認定をした日 から2週間	事故が重大である と認められるとき とは、有資格業者 の使用人等が逮捕 され、又は逮捕を 経ないで公訴され た場合をいう。

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

区分	措置要件	期間	特記
贈賄	1 次に掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	当該認定をした日 から6か月 当該認定をした日 から5か月 当該認定をした日 から4か月	
	2 次に掲げる者が市の職員以外の他の公共機関 の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又 は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	当該認定をした日 から5か月 当該認定をした日 から4か月	他の公共機関の職 員とは、次に掲げ る者とする。 (1) 刑法（明治 40年法律第45 号）第7条第1項 に規定する公務員

	(3) 使用人	当該認定をした日から3か月	(2) 特別法で公務員とみなされる者 (3) 特別法で収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人
独占禁止法違反行為	3 次の場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 市契約又は市内におけるもの (2) 前号以外の業務	当該認定をした日から12か月 当該認定をした日から4か月	次のいずれかに該当する場合は、措置の期間を2分の1とする。 (1) 排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発、有資格業者の使用人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (2) 公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者として公表された場合（排除措置されていない場合及び刑事告訴されていない場合に限る。）
競売入札妨害又は談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 市契約又は市内におけるもの (2) 前号以外の業務	当該認定をした日から12か月 当該認定をした日から4か月	
	5 市契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行ったとき。	当該認定を行った日から12か月	
建設業法違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請その他建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 市契約 (2) 前号以外の場合	当該認定をした日から3か月 当該認定をした日から1か月	不適当と認められるときは、次に掲げる場合をいう。 (1) 建設業法により監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）

			(2) 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
不正又は不誠実な行為	7 別表第1各項及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し過積載、不正軽油の製造及び使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月	代表役員等が業務に関する法令違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
	8 別表第1各項及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月	
報告義務違反	9 市契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間	
度重なる警告	10 3年間の間に2回、別表第4に掲げる警告要件のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 別表第4第2項に該当する行為が含まれる場合 当該認定をした日から2か月 (2) 前号以外の場合 当該認定をした日から1か月	

別表第3 (第6条関係)

区分	加算事由	加算期間
粗雑工事	市契約に関し次の場合 (1) 低入札価格調査を行った工事の場合 (2) 故意に粗雑な工事を行った場合	1か月

契約違反	市契約に関し次の場合 (1) 正当な理由なく契約を履行しなかった場合 (2) 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合 (3) 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求した場合			1 か月
独占禁止違反	1 違反行為者の地位	代表役員等である場合	市契約又は県内におけるもの	4 か月
			上記以外の業務	2 か月
		一般役員等である場合	市契約又は県内におけるもの	2 か月
			上記以外の業務	1 か月
	2 中心的役割又は受注調整を行っていた場合	2 か月		
3 組織的又は継続的に行っていた場合	2 か月			
4 独占禁止法違反により公正取引委員会が刑事告発を行った場合	2 か月			
競売入札妨害又は談合	1 違反行為者の地位	代表役員等である場合	市契約又は県内におけるもの	4 か月
			上記以外の業務	2 か月
		一般役員等である場合	市契約又は県内におけるもの	2 か月
			上記以外の業務	1 か月
	2 中心的役割又は受注調整を行っていた場合	2 か月		
3 組織的又は継続的に行っていた場合	2 か月			
建設業法違反	1 逮捕者（逮捕を経ないで公訴を提起された者を含む。）の地位	代表役員等である場合	2 か月	
		一般役員等である場合	1 か月	
	2 営業停止処分が行われた場合	1 か月		
不正又は不誠行為	1 違反行為者の地位	代表役員等である場合	2 か月	
		一般役員等である場合	1 か月	
	2 国又は県内の地方公共団体が、県内における契約に関し法令違反により刑事告発し、有資格業者を入札参加停止した場合	5 か月		
	3 市契約に関し次の場合 (1) 落札決定後辞退した場合 (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合 (3) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合	2 か月		

別表第4（第11条関係）

警 告 要 件
1 市の発注する建設工事等の完了検査において、工事成績点が65点未満のとき。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。
3 市契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
4 別表第1各項及び別表第2第1項から第9項までの措置要件に該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要と認められるとき。